

## 柳井税務署からのお知らせ

令和元年分所得税および復興特別所得税の確定申告期間は

# 2月17日から3月16日までです

※還付申告については、令和2年1月1日以後、提出することができます。(相談不要の場合)

☎柳井税務署 ☎ 0820 (22) 0277

### ▶ 申告会場の開設日程について

#### ■ 開設日

2月17日(月)～3月16日(月)(土日祝日を除きます)

- ・相談時間 9:00～17:00
- ・相談受付 8:30～16:00

(混雑状況によって、16:00以前に受付を終了する場合があります)

#### ■ 会場 柳井税務署

#### ■ 対象地区 柳井税務署管内全域

※2月16日(日)以前は、申告会場を設けていないため、申告相談で税務署へお越しの方は申告会場開設期間にお越しくください。

※申告会場の駐車場は混雑が予想されます。

※譲渡所得の案内ハガキが届いた方は、内容をご確認のうえ、申告が必要な場合は3月2日(月)以降に柳井税務署へお越しくください。

### ▶ スマホやタブレット端末で、24時間申告が可能になりました

事前に税務署で本人確認のうえ、IDとパスワードを取得する必要があります。

なお、ID・パスワード方式については、マイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。

### ▶ 確定申告書の作成は、便利な「確定申告書等作成コーナー」で！

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告書などを作成できます。

作成した申告書等は…

**e-Tax 送信**  
※事前準備が必要です

還付がスピーディー  
添付書類の提出省略

または

**書面提出**  
印刷して郵送等で提出

マイナンバー（個人番号）の入力と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示等は不要です。

### ▶ 便利で確実な振替納税をご利用ください

納税のために金融機関や税務署に出向く必要がなく、大変便利で確実な納付方法です。

お申し込みは、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入・押印の上、申告期限までに税務署または金融機関に提出してください。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」は国税庁ホームページからダウンロードできます。

#### 令和元年分の振替日

【所得税および復興特別所得税】 4月21日(火)

【消費税および地方消費税】 4月23日(木)

詳しくは国税庁ホームページをご確認ください  
(<https://www.nta.go.jp>)

国税庁

や

作成コーナー

で

検索